

広島県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十七年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

府中市阿字町字山神平一〇三一、一〇三二、一〇三三、字后谷中曾根一〇三一四から一〇三二〇まで、一〇三二二から一〇三二五まで、字宮谷一〇三三九から一〇三四一まで、一〇三四三、字馬場谷一〇三四四の一、一〇三四六、一〇三四八、一〇三四九、一〇三六三、一〇三六四の一、一〇三六六から一〇三七〇まで、字相談谷一〇三七一、一〇三七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。)